

川棚町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

川棚町

はじめに

本町における道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産を含む公共施設等は、老朽化が進んでおり、今後、維持・修繕等に要する費用の増加に加え、多額の経費を伴う大規模改修や建替えなどの施設の更新を必要とするものが発生してきており、こうした更新の需要がますます増加するものと見込まれます。

一方、少子高齢化・人口減少が進む中、町税収入をはじめ町歳入全体の伸びも期待できない中、扶助費等の増加が進んでおり、こうした厳しい財政状況の中、現有する公共施設の更新について、中長期的な視点で財政負担の平準化を図りながら、計画的に進めることが求められています。

国においては平成25年11月に、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象として、その維持管理・更新等を戦略的に進めるための方向性を示す基本的な計画として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、適切な措置を講じるよう求めているところです。

また、こうした流れを受け、総務省は平成26年4月に、地方公共団体に対して、国の動きに歩調を合わせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請し、併せて、その策定の指針「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針」が示されたところです。

このような状況を踏まえ、本町における公共施設等の全体の状況を把握し、中長期的な視点から公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的方針を示すものとして、川棚町公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）を策定したものです。

目次

I 公共施設等の現況及び将来の見通し	1
1. 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況	1
2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し	4
3. 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な 経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み	5
II 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	10
1. 計画期間	10
2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理等	10
3. 現状や課題に関する基本認識	11
4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	11
5. フォローアップの実施方針	12
III 施設類型毎の管理に関する基本的な方針	13
1. 建築物における施設の管理に関する共通事項	13
2. インフラ施設の管理に関する共通事項	14

I 公共施設等の現況及び将来の見通し

1. 老朽化の状況や利用状況をはじめとした公共施設等の状況

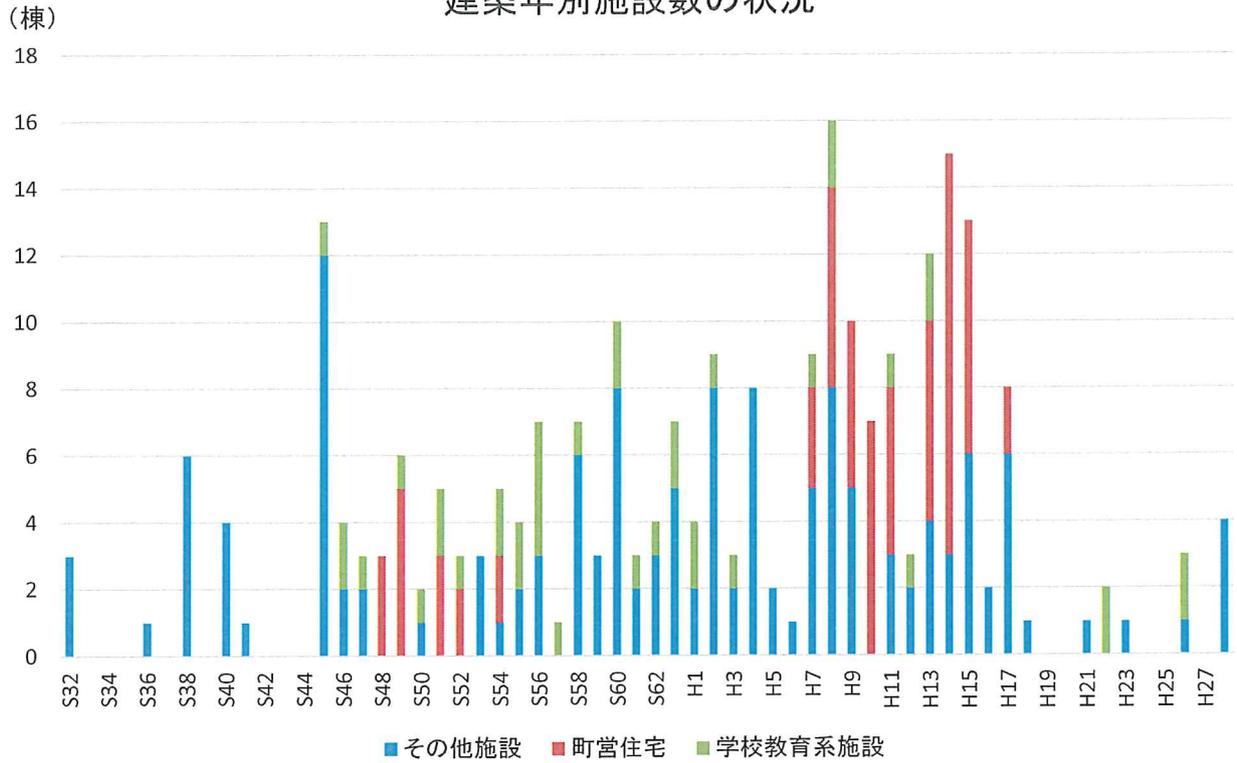
現在、本町が保有する公共施設等については以下のとおりとなっています。

なお、多くの施設が建築後 30 年以上の老朽施設となっており、今後 20 年以内に建替えや大規模改修などの大量更新の時期を迎えることとなります。

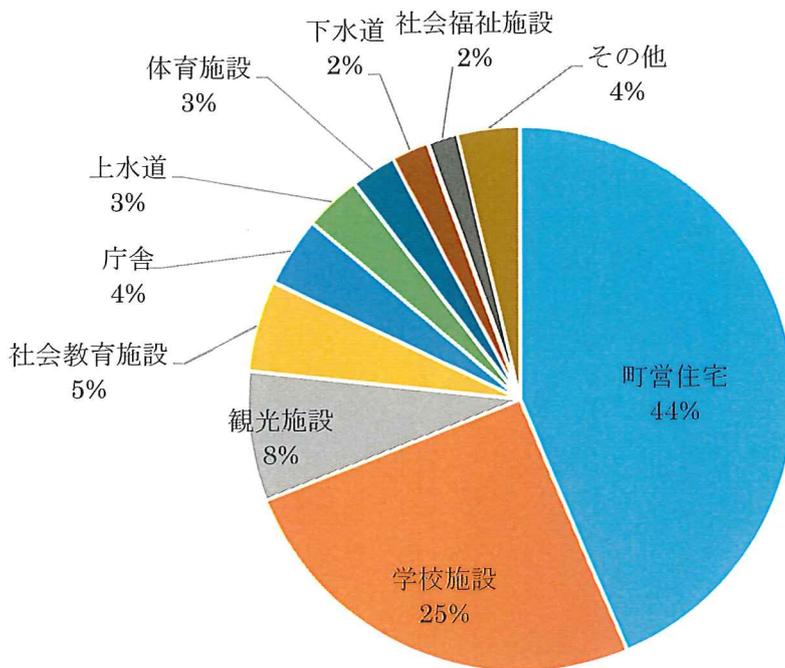
(1) 建築物

類型	施設	建物数	総面積
庁舎	庁舎本館、第二別館 など	7	3,589.39 m ²
町営住宅	新町団地、尾山団地 など	68	37,655.31 m ²
公園・児童遊園	クラブハウス、公園内トイレ など	19	517.25 m ²
児童福祉施設	旧町立幼稚園	3	517.55 m ²
社会福祉施設	いきがいセンター	1	1,553.72 m ²
観光施設	くじゃく荘、しおさいの湯 など	54	6,660.39 m ²
農林水産施設	漁業集落センター	1	102.00 m ²
消防防災施設	各分団詰所、水防倉庫	13	958.92 m ²
学校施設	校舎、体育館、倉庫 など	39	21,939.89 m ²
給食施設	学校給食センター	1	850.13 m ²
社会教育施設	勤労青少年ホーム、中央公民館 など	4	4,655.66 m ²
体育施設	勤労者体育センター、柔剣道場	2	2,330.55 m ²
上水道	浄水場・配水池内機械棟 など	24	2,864.43 m ²
下水道	浄化センター、都市下水路ポンプ場	8	1,900.58 m ²
その他	小串郷駅駅舎、東部地区コミュニティセンター など	7	281.32 m ²

建築年別施設数の状況



分類別延床面積 (㎡)



(2) インフラ施設

類型		総数、総延長、総面積
道路		304 路線 132,067m
橋梁		95 橋 5,414m
公園・児童遊園		24 箇所 164,574 m ²
農道		263 路線 75,296m
林道		12 路線 37,825m
上水道	導水管	3,730m
	送水管	9,050m
	配水管	100,428m
下水道	管路総延長	75,653m
	マンホールポンプ場	16 箇所

2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し

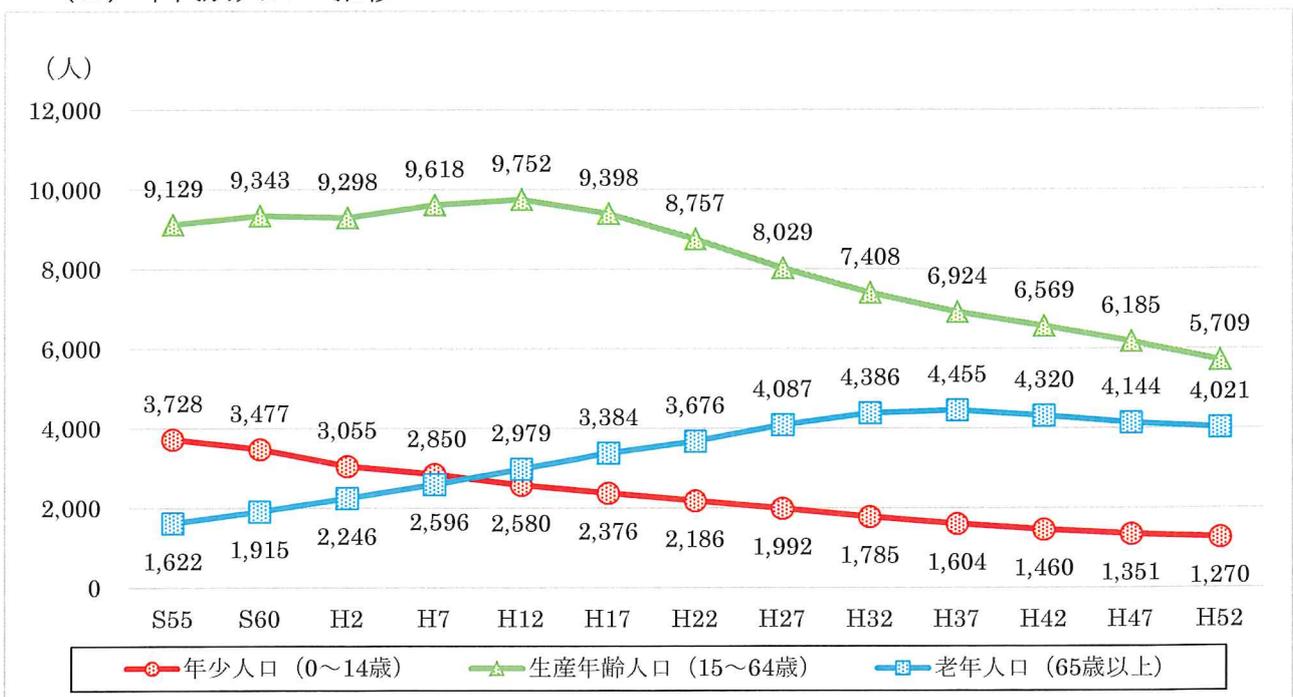
本町の人口は平成12年の15,325人から徐々に減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所が平成25年3月にまとめた将来推計によると、平成52年には11,000人まで減少するとされています。また、人口構成については、生産年齢人口（15歳～64歳）が大幅に減少する一方、少子高齢化がより進行することが見込まれています。

(1) 総人口の推移



出典：人口推計及び国立社会保障・人口問題研究所

(2) 年代別人口の推移



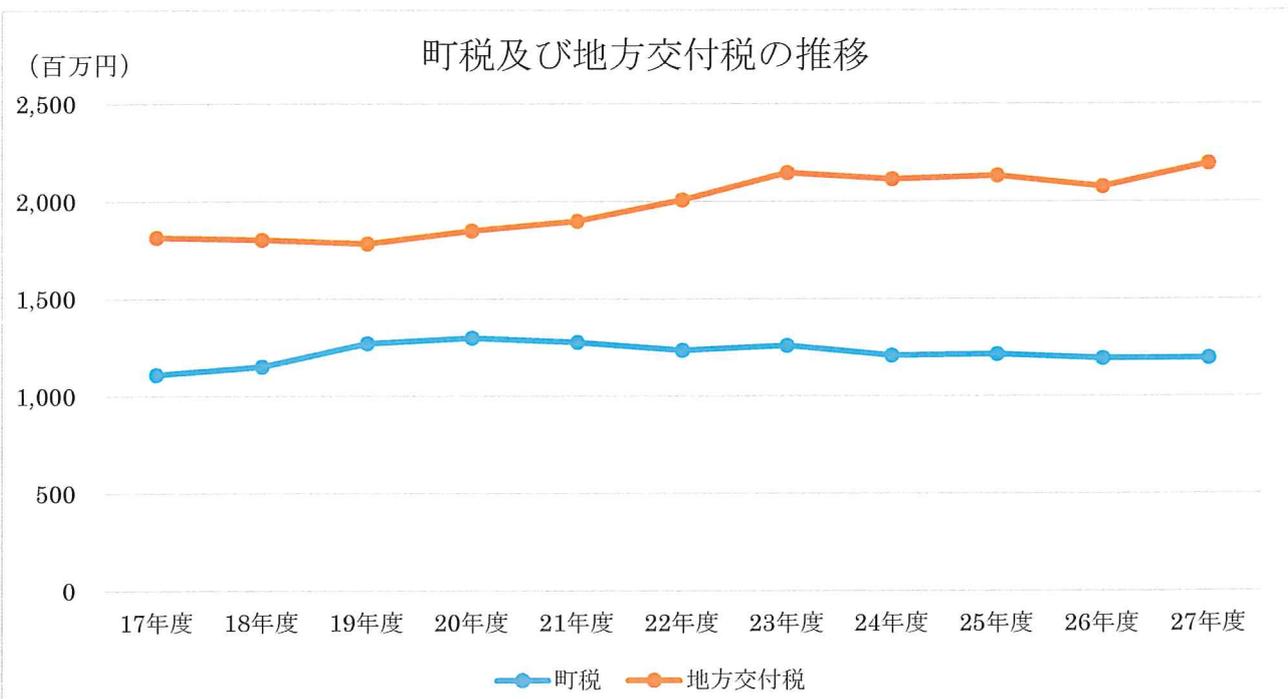
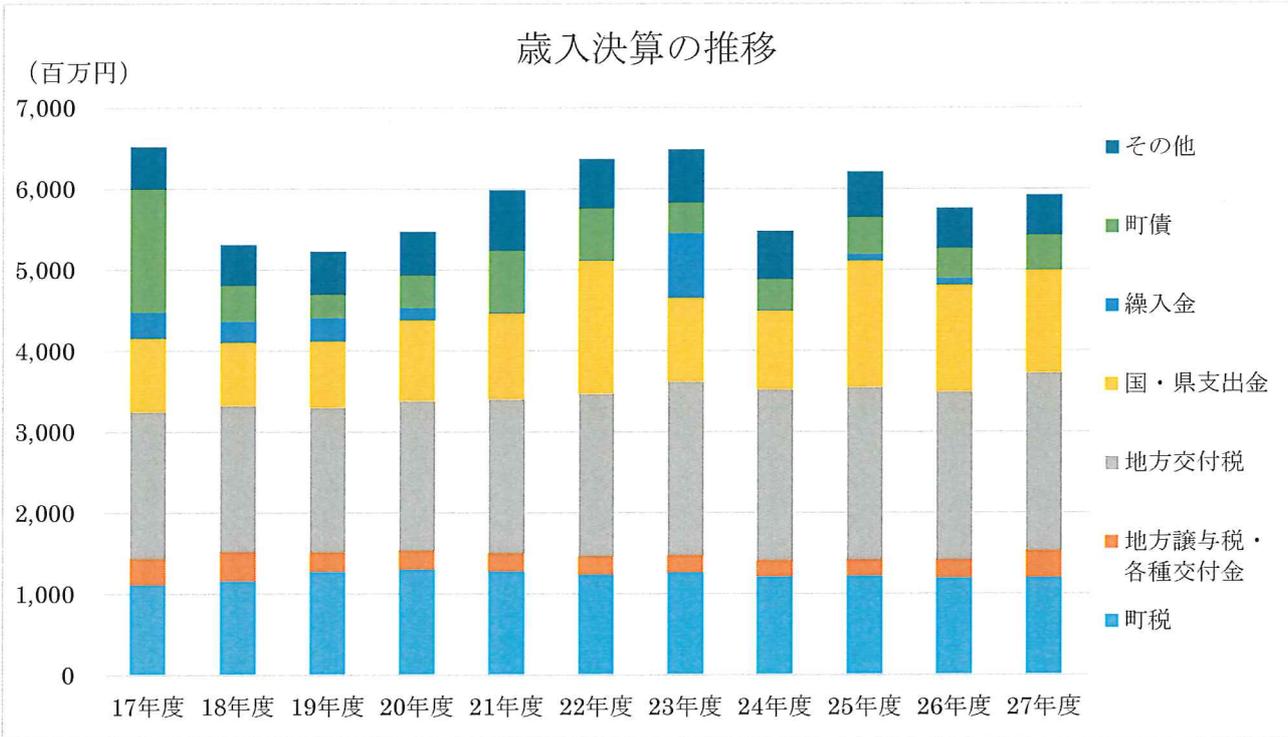
出典：人口推計及び国立社会保障・人口問題研究所

3. 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みやこれらの経費に充当可能な財源の見込み

(1) 歳入の状況（一般会計）

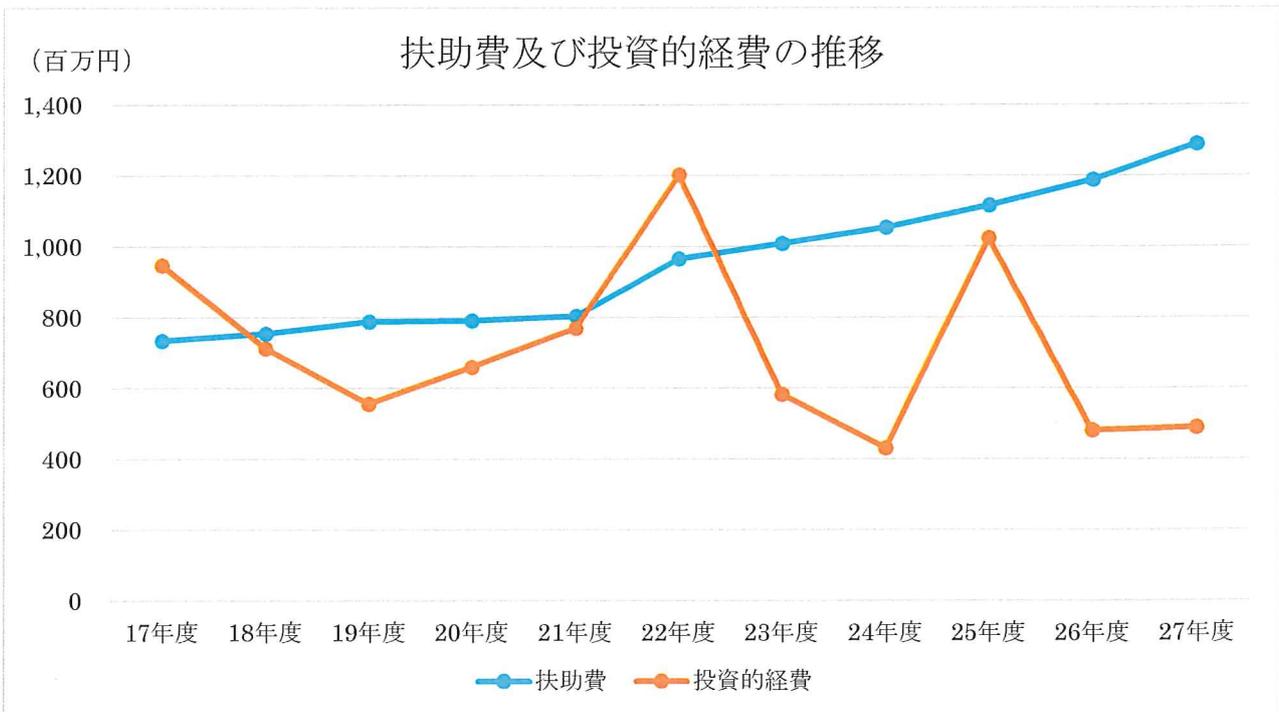
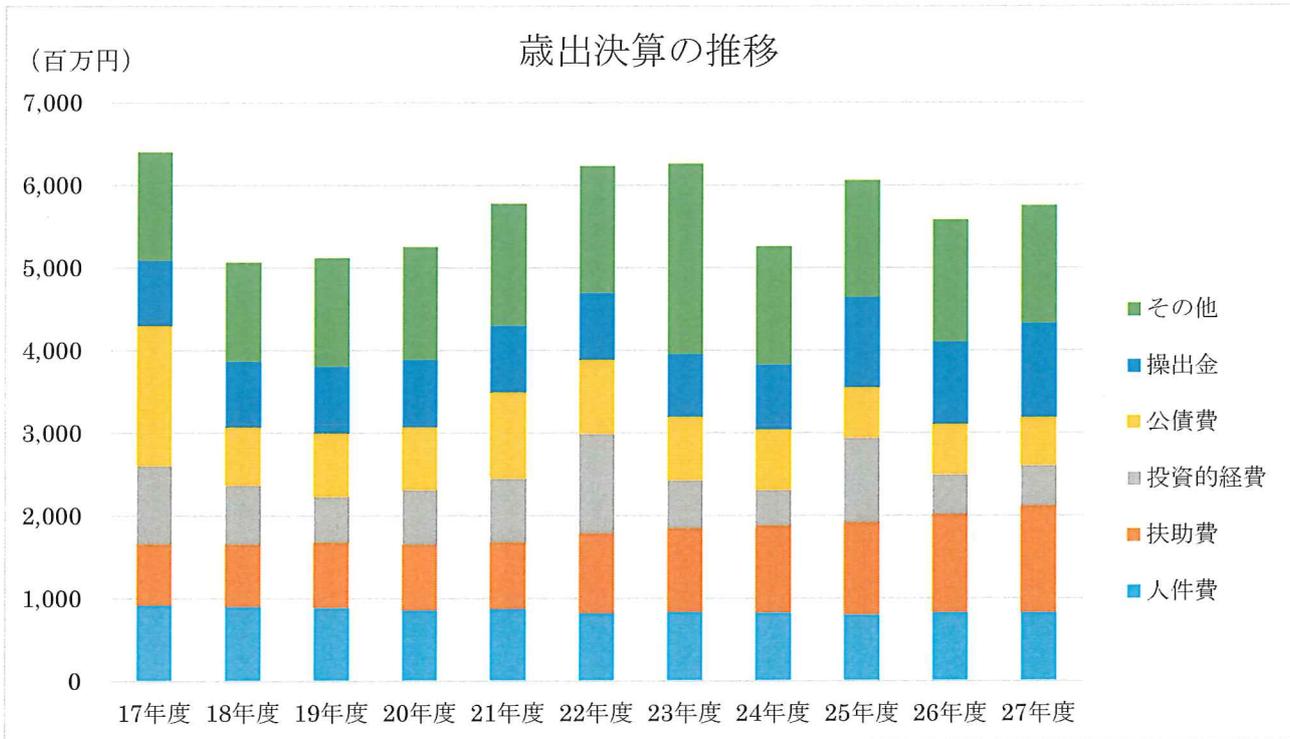
本町の歳入については、人口減少、少子高齢化の進行等によって、町税収入の増加は期待できない状況です。

また、地方交付税についても、平成23年度をピークに減少傾向にあり、平成27年度は増加したものの、平成28年度は再び減少に転じ（グラフ非掲載）今後も増加が期待できない状況です。



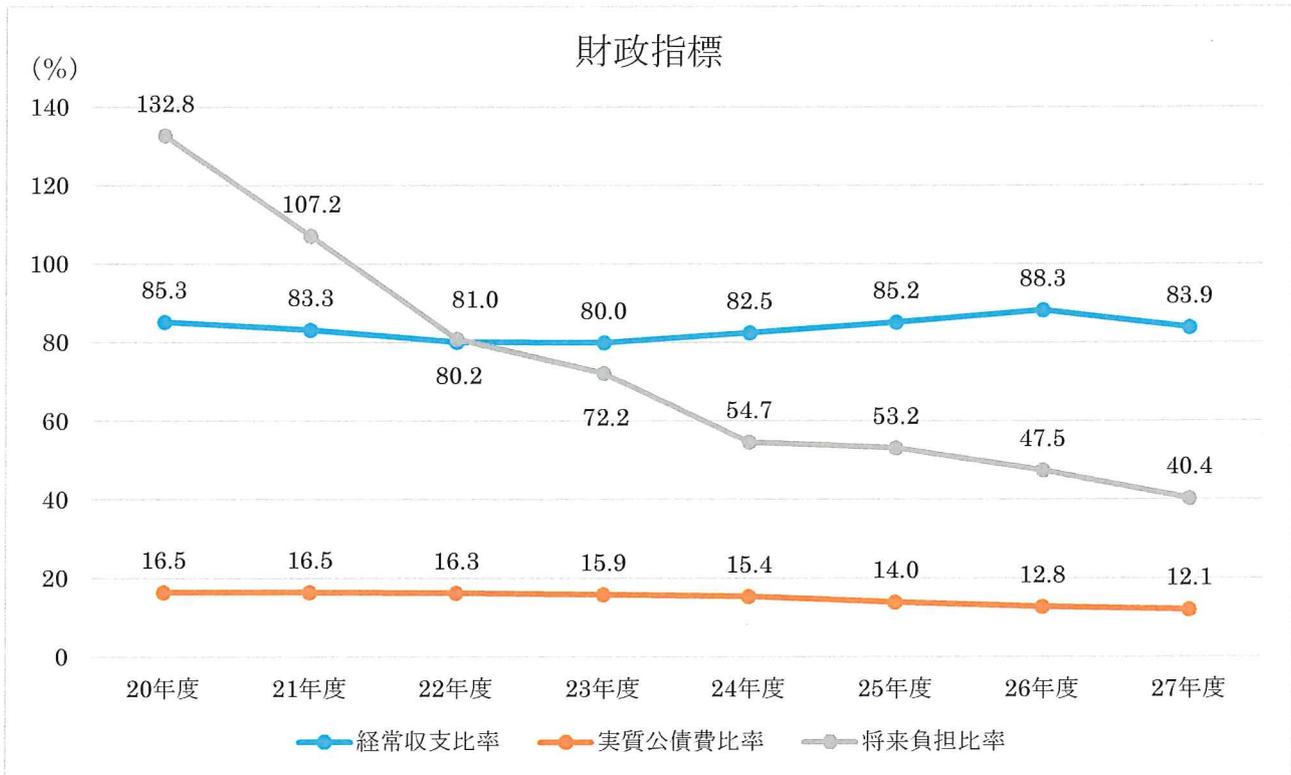
(2) 歳出の状況（一般会計）

本町の歳出については、少子高齢化等に伴い扶助費において著しい増加が続いており、また、投資的経費については、その年度ごとの財政状況に応じ大きく変動せざるをえない状況が続いており、施設整備のために毎年一定額を確保することが難しい状況にあります。



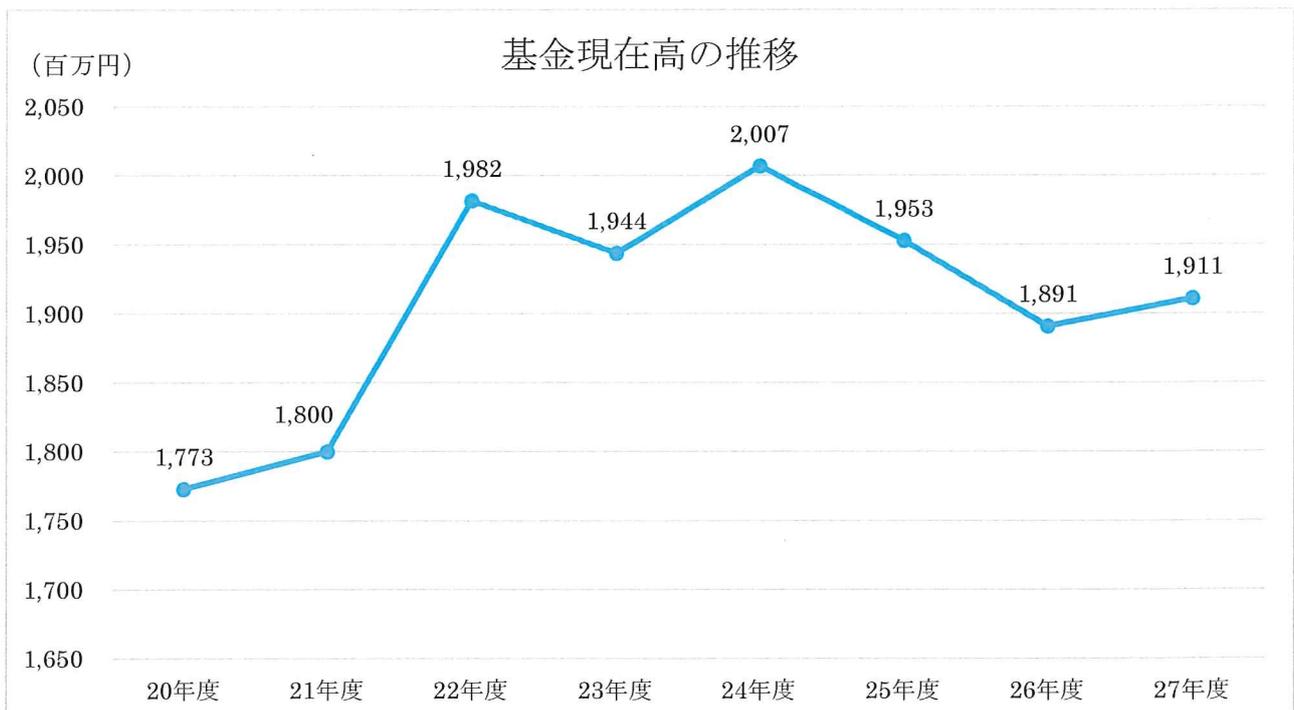
(3) 各種比率

本町の財政健全化の各種比率については、年々改善の傾向にありますが、実質公債費比率は県内でも依然高い数値であり、今後も改善を図る必要があります。



(4) 基金の推移

本町の基金残高については、平成24年度から減少傾向にあり、基金利子以外の基金積立ができない状態が続いており、今後公共施設整備に充当可能な基金がますます減少していくことが懸念されます。



(5) 歳入歳出の見通し

本町の歳入は町税の大きな柱となる個人・法人の町民税と固定資産税において、増収要因が乏しい状況であることから、町税収入の増額を期待できない状況です。

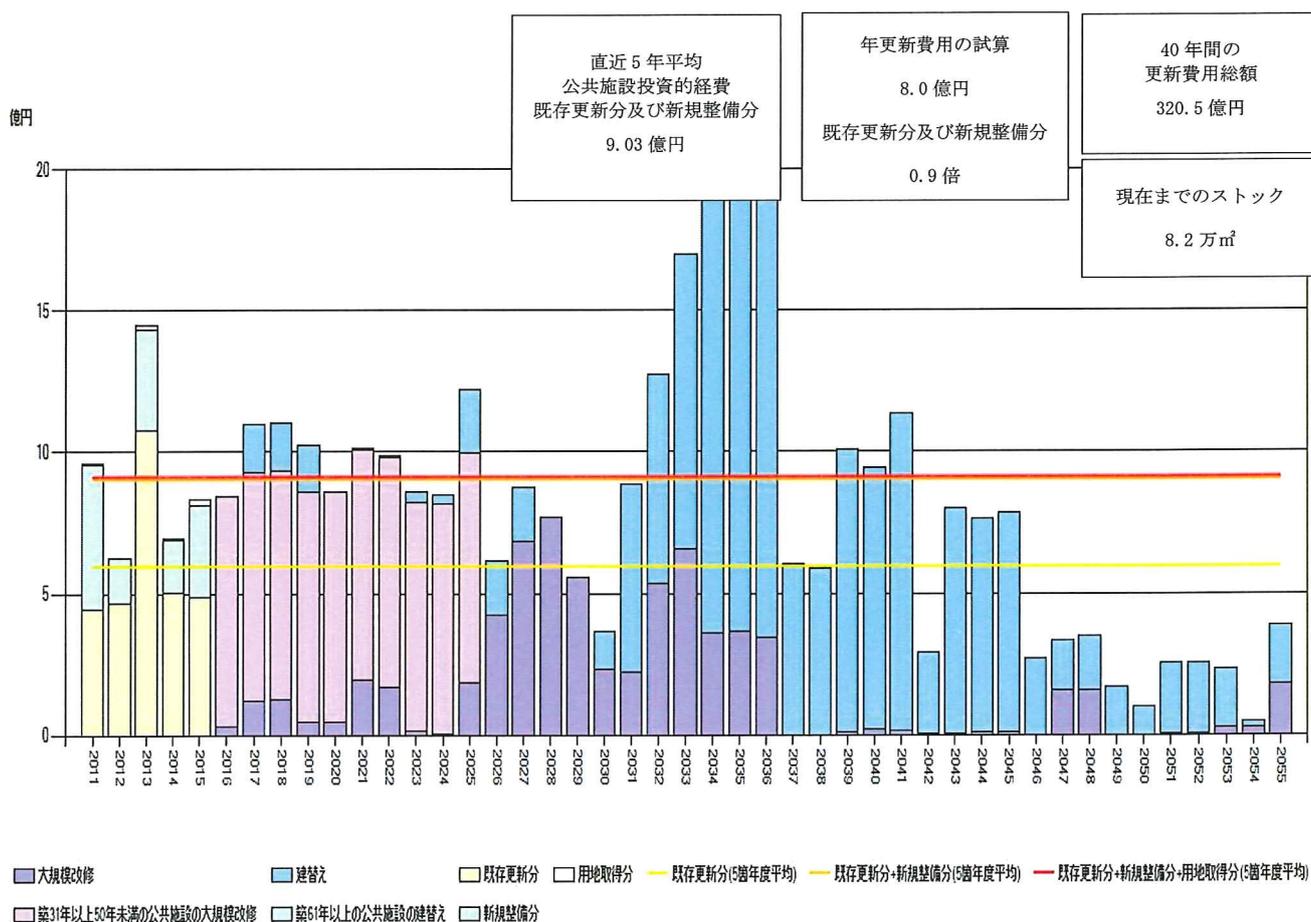
また、歳入の最も大きな割合を占める地方交付税についても、大幅な減となった平成28年度を今後さらに減少するものと見込まれます。

歳出については、扶助費において著しい増加が続いており、平成32年度までに完了するよう計画している新庁舎建設事業に多額の事業費を要し、役場庁舎建設基金の取崩し並びに起債借入れを予定していることから、今後の財政の見通しはさらに厳しいものになると予測されます。

(6) 更新費用の試算

① 公共施設の将来の更新費用の推計

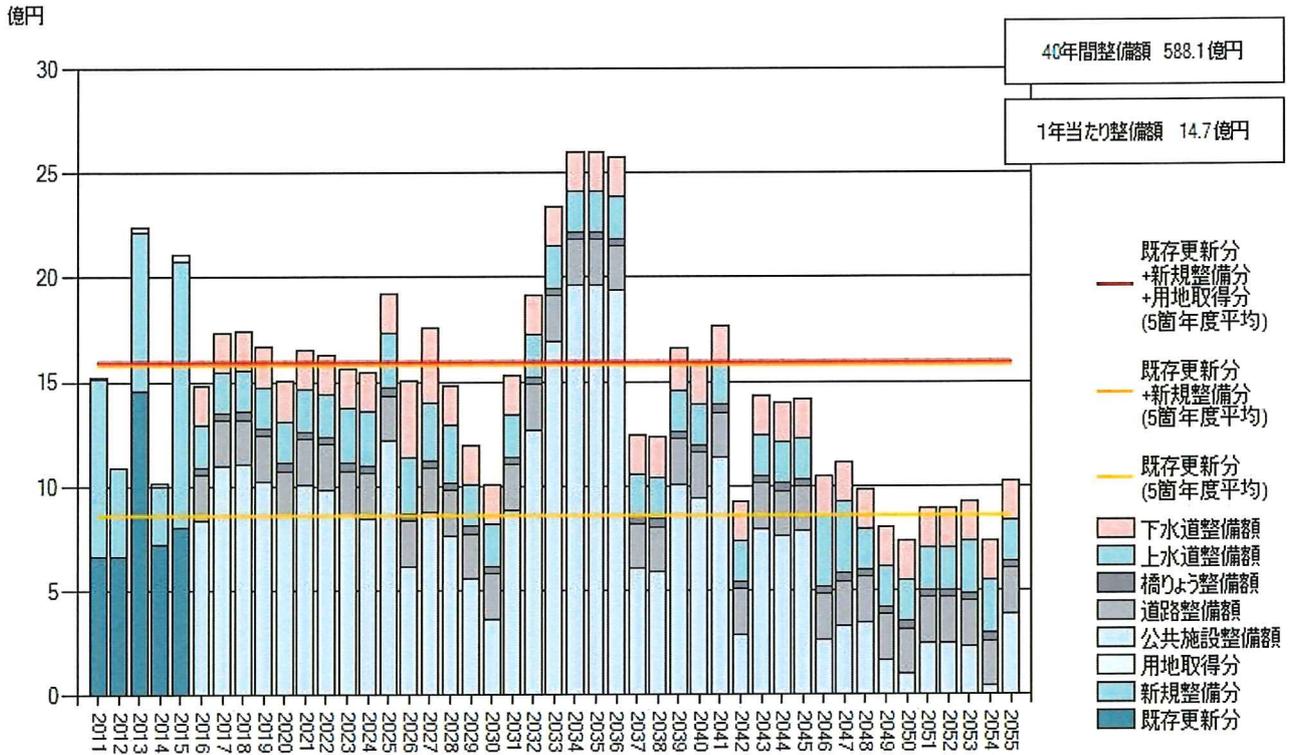
公共施設の今後の更新費用について、総務省が提供する更新費用試算ソフト(注1)により試算を行った結果、現在と同規模で大規模改修や建替えを行っていった場合、今後40年間で必要となる更新費用は総額で320.5億円となり、1年あたりの更新費用は8億円と推計されました。



出典：公共施設等更新費用試算ソフト

② 公共施設及びインフラ施設の将来の更新費用の推計

公共施設及びインフラ施設を併せた今後の更新費用について、総務省が提供する更新費用試算ソフトにより試算を行った結果、現在と同規模で整備を行っていった場合、今後40年間で必要となる更新費用は総額で588.1億円となり、1年あたりの更新費用は14.7億円と推計されました。



出典：公共施設等更新費用試算ソフト

II 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 計画期間

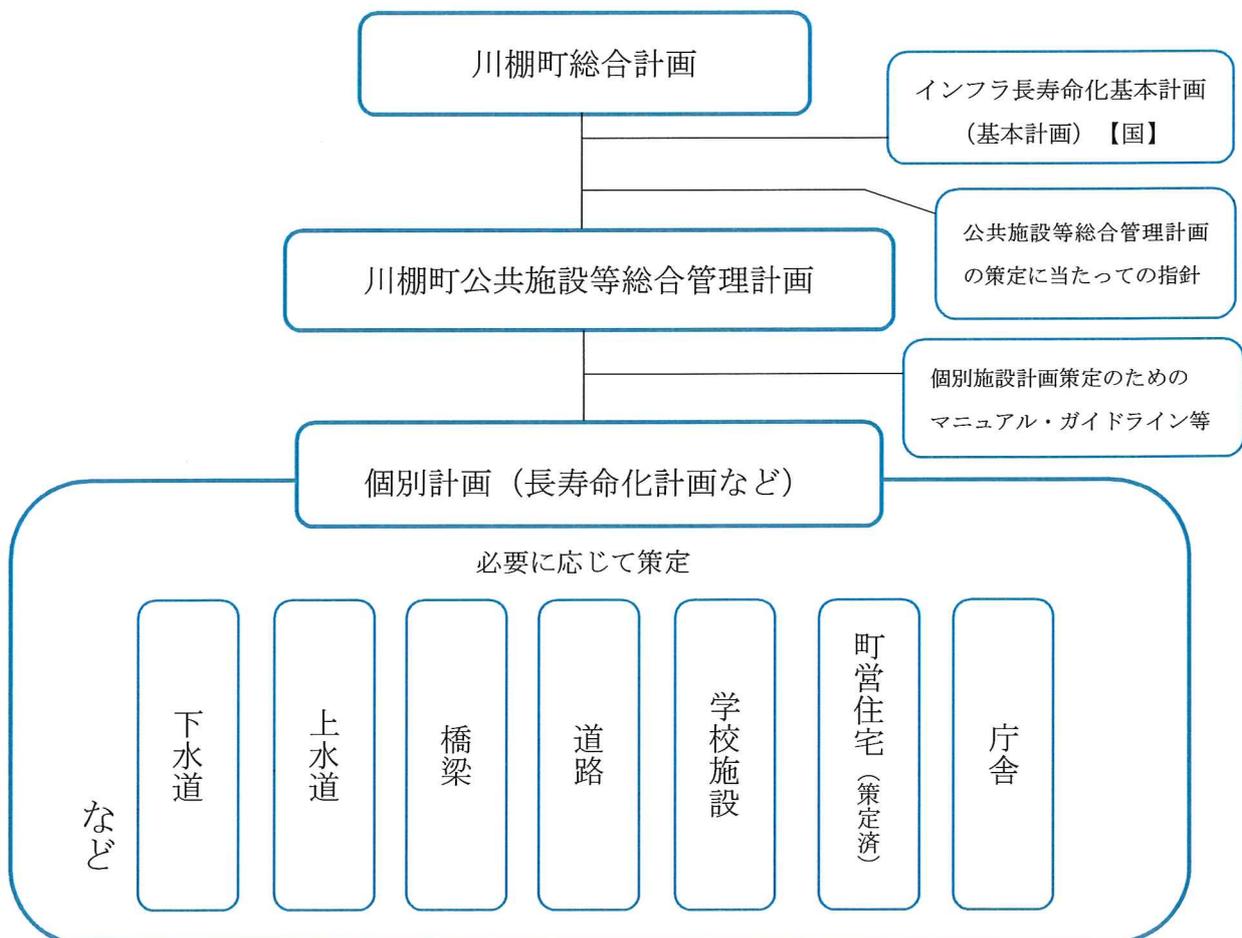
本計画は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間を計画期間とします。ただし、社会経済情勢の変化や個別施設の状況や事業の進捗状況等に対応するものとし、計画期間中においても必要に応じて、適宜見直しを行うものとします。

2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理等

本計画は、川棚町総合計画の下位計画と位置づけ、本町における公共施設等の現状と課題を統一的に把握した上で、国が定めた「インフラ長寿命化基本計画」並びに「公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針」等に準拠して、基本方針として策定し、これを情報共有することにより、本町の公共施設等の維持・保全等の管理をより効果的に行おうとするものです。

本計画の主管課を企画財政課とし、各施設主管課と連携して全体的な調整を行います。

また、規模や数量の大きな施設については、必要に応じて、「個別施設計画策定のためのマニュアル・ガイドライン等」を参考にして、施設類型ごとに個別に管理計画を策定することとします。



3. 現状や課題に関する基本認識

「I 2. 総人口や年代別人口についての今後の見通し」で示したように、本町の人口は平成52年には11,000人まで減少するとともに、年代別人口構造も大きく変化することが予測されています。

現在、本町の公共施設等について、廃止又は統廃合が必要な重複施設は極めて少なく、全体的に見ても保有過剰な状態ではありませんが、今後の人口動向を注視し、公共施設等の利用需要の変化を予測し、将来的な最適規模を見極めていくことが重要となります。

また、既存施設の維持・更新に係る費用は、本町の厳しい財政状況が続く中、大きな負担となっており、現状においても予算要求される要望に対して、十分に応じることができない状況にあります。

こうした現状を踏まえると、すべての公共施設等を総合的にとらえ、施設のライフサイクルコスト(注2)を勘案しながら、計画的に公共施設等の維持・更新等の管理を行い、財政負担の軽減・平準化を図る必要があります。

4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等の実施方針

各施設の管理部署は、法定点検のほか、予防保全型維持管理の視点に立って、定期的な巡視・点検等を行うことにより、施設利用における危険性を未然に排除するとともに、施設の経年劣化・損傷の程度や原因等を的確に把握し、必要に応じて専門的な診断等を行い、必要な対策を検討し、施設の長寿命化を図ります。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

国の示す『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、利用率、効用、意義、老朽度合等を総合的に勘案して優先順序をつけた上で、効果的に維持管理、修繕、更新等を実施します。

なお、建築物の更新(建替え等)にあたっては、将来的に余剰が生じない最適規模を見極めるとともに、省エネルギー化等に十分に配慮し、イニシャルコスト及びランニングコストを総合的に検証したうえで、PPP/PFI(注3)などの民間活用も含めて検討を行い、トータルコストの削減を図ります。

また、老朽化により通常の維持管理では利用に供することが不能になると予測される施設については、早期に更新の必要性を検証するとともに、施設の廃止を含めて更新の是非を判断します。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められた公共施設等については、速やかに対策を講じ、危険性の排除が困難であると認められる公共施設等については、速やかに利用又は供用を休止し、安全確保を図ります。

(4) 耐震化の実施方針

耐震基準を満たしていない建築物で耐用年数をすでに超過し、耐震化・長寿命化の効果が期待できないと認められるものについては、耐震診断は行わないこととし、更新（建替え）又は除却（取壊し）の方向で検討することとします。

耐震基準を満たしている建築物又は耐震化対策が講じられた建築物については、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性（耐震性）について検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時の利用に必要な対策を講じます。

インフラ施設の耐震対策については、必要に応じて施設の類型ごとに定めるものとします。

(5) 長寿命化の推進方針

施設の更新周期を可能な限り延長させることにより、各施設のライフサイクルコストの縮減を図ることとし、ライフサイクルコストの縮減につながる予防保全・更新のタイミングや、その際に採用する工法など施設の類型ごとに最適な時期や方策を検討し対応することとします。

既に策定済みの町営住宅をはじめとする個別の長寿命化計画については、本計画に準じて適宜見直しを行い維持管理、修繕、更新等を実施することとし、まだ長寿命化計画等を策定していないその他の施設については、本計画に準じたうえで、必要に応じて個別に長寿命化計画等を策定します。

(6) 統廃合や廃止の推進方針

本町においては、現時点においては、廃止又は統廃合が必要な重複施設は極めて少ないと考えられますが、今後の人口動向等を注視し、現在の規模や効果を維持したまま更新することに合理性が無いと認められる場合においては、廃止等を検討することとします。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制構築方針

従来型の「壊れたから直す」や「古くなったから建て替える」の対処療法的な考え方ではなく、予防保全の視点に重点を置き、財政負担の軽減や平準化をはかりつつ、公共施設等の計画的な管理を行うため、公共施設等の状況を統一的に把握する企画財政課を中心として、各施設主管課と庁内横断的に連携を図ります。

5. フォローアップの実施方針

本計画の内容については、町ホームページにおいて公表を行います。

また、今後、本計画について、実際の実施状況や達成状況を比較検証するとともに、社会経済情勢や財政状況の変化に応じて、適宜見直しを行い、必要に応じて改訂を行います。

基礎情報となる台帳について、新基準地方公会計との連携や相互活用について検討します。

特に普通会計及び企業会計（特別会計）間との資産情報等については、その管理、情報の公開方法、相互運用等について効果的な手法について検討します。

Ⅲ 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

各公共施設等の管理は、施設の利用状況や、維持管理コスト、老朽化の状況など様々な要素を勘案しながら、「Ⅱ 4. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」の主旨に沿って、各施設の特長やその施設の果たす役割に見合った適切な管理を行います。

1. 建築物における施設の管理に関する共通事項

- (1) 予防保全型維持管理の視点に立って、定期的な巡視・点検等を行うことにより、施設利用における危険性を未然に排除すること。
- (2) 点検・診断等により危険性が認められた公共施設等については、速やかに対策を講じること。
- (3) 各施設のライフサイクルコストの縮減を図ることとし、ライフサイクルコストの縮減につながる予防保全・更新のタイミングや、その際に採用する工法など施設の類型ごとに最適な時期や方策を検討し対応すること。
- (4) 指定管理者が管理する施設については、指定管理者と連携を密にし、異常等があれば速やかに必要な措置を講じること。
- (5) 災害時の避難所として指定されている施設は、その対応に配慮した管理を行うこと。

施設類型別において共通事項以外の特記事項があるものは次のとおり。

施設類型	特記事項
庁舎	<p>庁舎本館は、昭和32年建築後60年が経過しており、老朽化が激しく、改修等による耐震化・長寿命化も不可能であり、災害時における拠点機能が確保できないと判断されるので、現庁舎本館を取壊し、平成32年度までの事業完了を目標として、新庁舎を建設します。</p> <p>別館及び第2別館の活用等については、新庁舎建設計画において計画します。</p>
観光施設	<p>指定管理者と連携を密にし、異常等があれば速やかに必要な措置を講じることとします。</p> <p>観光施設は規模が大きく、施設や設備の改修等を行う場合多額の費用を要するので、財政負担の平準化を図るため、利用状況等より優先順序を見極めながら、観光施設全体としての中長期的な維持保全計画を検討します。</p>

学校施設	<p>学校施設は規模が大きく、施設や設備の改修等を行う場合多額の費用を要するので、学校間の均衡に配慮しつつ財政負担の平準化を図るため、学校施設全体としての中長期的な維持保全計画を検討します。</p> <p>財政負担の軽減を図るため、補助制度の活用により安全で快適な教育環境の整備を推進します。</p>
給食施設	<p>給食施設は、建物の改修だけでなく、給食調理設備等の更新に多額の費用を要するので、財政負担の平準化を図るため、両者を併せた改修・更新計画を検討します。</p>
社会教育施設 (郷土資料館)	<p>郷土資料館の活用等については、除却も含めて、新庁舎建設計画において計画します。</p>

2. インフラ施設の管理に関する共通事項

- (1) 予防保全型維持管理の視点に立って、定期的な巡視・点検等を行うことにより、施設利用における危険性を未然に排除すること。
- (2) 点検・診断等により危険性が認められた公共施設等については、速やかに対策を講じること。
- (3) 各施設のライフサイクルコストの縮減を図ることとし、ライフサイクルコストの縮減につながる予防保全・更新のタイミングや、その際に採用する工法など施設の類型ごとに最適な時期や方策を検討し対応すること。

施設類型別において共通事項以外の特記事項があるものは次のとおり。

施設類型	特記事項
道路 橋梁	<p>財政負担の軽減を図るため、補助金(社会資本整備総合交付金等)を最大限活用することとし、必要に応じて個別計画を策定します。</p>
公園	<p>財政負担の軽減を図るため、補助金(社会資本整備総合交付金等)の活用を目指した計画策定を検討することとし、必要に応じて個別計画を策定します。</p>
上水道	<p>上水道は、受益者負担を原則とするインフラ資産であり、公営企業として、アセットマネジメントなどにより、本計画とは別個に管理のための計画を定めるものとします。</p>
下水道	<p>公共下水道事業においても、平成30年度から公営企業会計へ移行することから、上水道と同様に、本計画とは別個に管理のための計画を定めるものとします。</p>

用語の解説

注1

更新費用試算ソフト…地方公共団体が将来の更新費用を簡便に推計するためのフリーソフトとして総務省から頒布されたもの。

注2

ライフサイクルコスト（LCC）…施設等の設計費や建築・建設費だけでなく、維持、管理運営、改修、解体処分に至るまでに必要な総経費。

注3

P P P…「Public Private Partnership（パブリック プライベート パートナシップ）」の略。官民が連携して公共サービスの提供を行う事業手法の総称。P F Iや指定管理者制度はP P Pの代表的な手法。

注3

P F I…「Private Finance Initiative（プライベート ファイナンス イニシアティブ）」の略。公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図る事業手法。

